

# 京都市・株式会社ぐるなび 地域活性化包括連携協定書

京都市（以下「甲」という。）と株式会社ぐるなび（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、京都市の地域活性化の一層の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、京都市の地域活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を実現するため、以下に掲げる協力内容に取り組むものとする。具体的な事業実施の内容及び時期等については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

- （1）京料理や京野菜、清酒の普及促進など食文化の振興に関すること
- （2）清酒をはじめとする伝統産業製品の普及促進など伝統産業の振興に関すること
- （3）食に関連したイベント・行事のPRなど観光の振興に関すること
- （4）その他、地域活性化の促進に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、協力期間満了日までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の通知がない場合、本覚書の有効期間は1年ごとに自動更新されるものとする。

（その他）

第5条 本覚書に定めのない事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、双方各1通を保有する。

平成26年8月8日

甲：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市長

---

乙：東京都千代田区有楽町1-2-2  
株式会社ぐるなび代表取締役会長

---